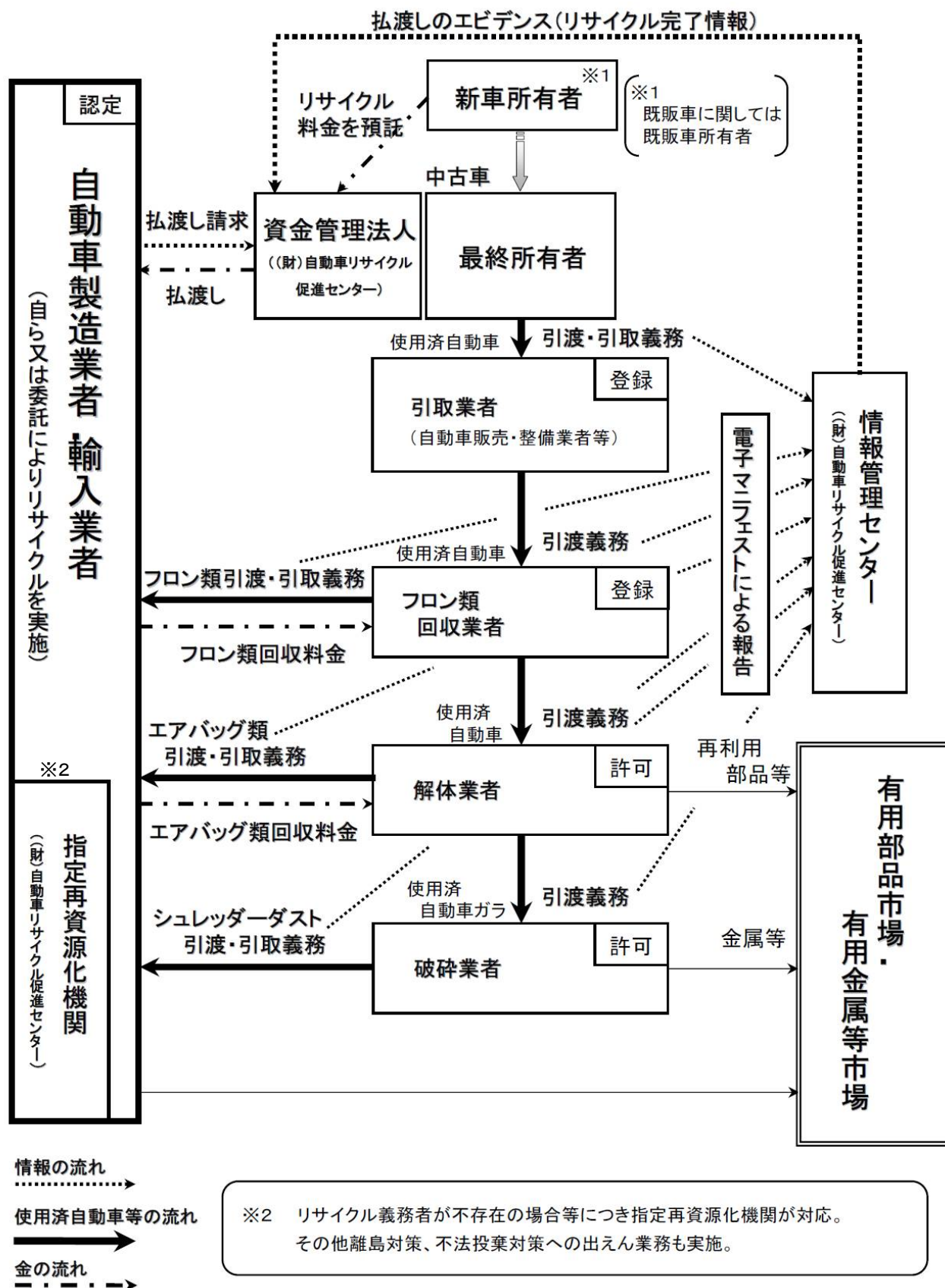


VII 許可申請書様式集

<u>使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図</u>	<u>33</u>
<u>解体業許可(許可の更新)申請書(様式第五)</u>	<u>34</u>
<u>申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを 誓約する書面</u>	<u>37</u>
<u>解体業変更届出書(様式第七)</u>	<u>38</u>
<u>解体業廃業等届出書</u>	<u>39</u>
<u>事業計画書及び収支見積書(様式 1)(解体業)</u>	<u>40</u>
<u>破碎業許可(許可の更新)申請書(様式第八)</u>	<u>42</u>
<u>申請者が法第69条第1項第2号に適合する (法第62条第1項第2号に該当しない)ことを誓約する書面</u>	<u>45</u>
<u>破碎業の事業の範囲の変更許可申請書(様式第十)</u>	<u>46</u>
<u>破碎業変更届出書(様式第十一)</u>	<u>49</u>
<u>破碎業廃業等届出書</u>	<u>50</u>
<u>事業計画書及び収支見積書(様式 1)(破碎業)</u>	<u>51</u>
<u>解体業者申請書等記載例</u>	<u>53</u>
<u>破碎業者申請書等記載例</u>	<u>61</u>

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



解体業許可の更新申請書		
※許可番号		
※許可年月日		
年 月 日		
大 分 県 知 事 殿		
申請者 〃 住所		
氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号) 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

様式第五（2/3）（規則第五十五条関係）

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		
住 所	(郵便番号) 電話番号	
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

様式第五（3/3）（規則第五十五条関係）

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（日本工業規格A列4番）

解体業変更届出書 年 月 日 大 分 県 知 事 殿 届出者 〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、 使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。		
変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

解体業廃業等届出書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた解体業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体業を廃業等した 許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 5 許可に係る解体業を廃止
廃業等の年月日	年 月 日

- 備考
- 1 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
 - 2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式１）

（解 体 業）

年 月 日 現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業 務 時 間	:	～	:	従 業 員 数	人
				休 業 日	

１－２．使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	____年度実績 （３年前）	____年度実績 （２年前）	____年度実績 （１年前）	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

１－３．解体実績

年 度	____年度実績 （３年前）	____年度実績 （２年前）	____年度実績 （１年前）
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1－4．解体能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1－5．保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	台 (台)
現在保管量	台 (台)	現在保管量	台 (台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1－6．年間収支見積書

年 月 日 現在作成

項 目		前年度（ 年） （決算月（ 月））		今年度の見込み （決算月（ 月））	
		年度 （千円）	（1 台当） （円）	年度 （千円）	（1 台当） （円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）				
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外利益	カ（主に支払利息（注））				
経常利益	キ＝オ＋カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

（参考）

	前年度末	現 在
負債総額（年度末残高）（千円）		

（注） 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

破砕業 許可の更新 申請書		
※許可番号		
※許可年月日		
年 月 日		
大 分 県 知 事 殿		
申請者 〒 住所		
氏名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。		
事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号) 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

様式第八（2/3）（規則第六十条関係）

破砕業を行おうとする事業所以外の 場所で解体自動車又は自動車破砕残 さの積替え又は保管を行う場合に は、当該場所の所在地、面積及び保 管量の上限			
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	住 所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
	名 称		
	(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		
	住 所	(郵便番号) 電話番号	
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

様式第八（3/3）（規則六十条関係）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

申請者が法第 6 9 条第 1 項第 2 号に適合する
(法第 6 2 条第 1 項第 2 号に該当しない) ことを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 2 条第 1 項第 2 号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注 1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 3 1 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 2、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 6 条（第 7 2 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人（注 2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人（注 2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注 1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注 2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(日本工業規格 A 列 4 番)

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

申請者 〒
住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 0 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容		
変更の理由		
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要		
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

様式第十（２／３）（規則第六十三条関係）

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		
住 所	(郵便番号) 電話番号	
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

様式第十（3/3）（規則第六十三条関係）

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

破砕業変更届出書 年 月 日 大 分 県 知 事 殿 届出者 〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、 使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。		
変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

破砕業廃業等届出書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 2 条で準用する同法第 6 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

破砕業を廃業等した 許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 5 許可に係る破砕業を廃止
廃業等の年月日	年 月 日

- 備考
- 1 この届出書は、廃業の日から 3 0 日以内に提出すること。
 - 2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式１）

（破 碎 業）

年 月 日 現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業 務 時 間	:	～	:	従 業 員 数	人
				休 業 日	

１－２．解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (３年前)	年度実績 (２年前)	年度実績 (１年前)	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

１－３．破碎実績

年 度	年度実績 (３年前)	年度実績 (２年前)	年度実績 (１年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1－4．破碎等能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1－5．保管の状況

解 体 自 動 車		A S R	
保管量の上限	台(m ³)	保管量の上限	m ³
現在保管量	台(m ³)	現在保管量	m ³

1－6．年間収支見積書

年 月 日 現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
		年度 (千円)	(1 台当) (円)	年度 (千円)	(1 台当) (円)
売上高 (全体)	ア(総売上収入)				
経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ＝ア－ウ				
営業外利益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ＝オ＋カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

解体業許可の更新 申請書

※許可番号

※許可年月日

令和 00 年 0 月 0 日

大 分 県 知 事 殿

申請者 〒870-0000

住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第6条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地

名 称	株式会社 大分県 大手町事業所
所 在 地	(郵便番号) 870-0000 大分県大分市大手町三丁目1番1号 電話番号 097-000-0000

事業の用に供する施設の概要

使用済自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台
 解体自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台
 解体作業場 000m² 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有
 燃料採取場所 00m² 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有
 部品保管場所 000m² 屋根有
 廃棄物保管場所 000m² 屋根有
 ニブラ 1 台、運搬車両 3 台(キャリアカー1 台、平ボディ 2 台)
 油水分離槽 2 箇所 (※別紙にまとめて記載してもよい)

他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

〇〇県

00000000000 号(解体業)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

〇〇県

00000000000 号(収集運搬)
00000000000 号(中間処理)

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限

株式会社 大分県 第1保管場所
大分県大分市〇〇町〇番〇号

使用済自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台解体自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台

様式第五（2/3）（規則第五十五条関係）

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子	代表取締役 取締役	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おおいた じろう 大分 次朗	〇〇支店長	大分県大分市〇〇町〇番〇号

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子 おおいた じろう 大分 次朗	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号	〇株(〇%) 〇株(〇%) 〇株(〇%)

様式第五（3/3）（規則第五十五条関係）

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別紙「標準作業書」のとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

解体業

申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 00 年 0 月 0 日

住 所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏 名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（日本工業規格A列4番）

様式第七（規則第五十八条関係）

解体業変更届出書

令和 00 年 0 月 0 日

大 分 県 知 事 殿

届出者 〒870-0000
住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号氏名 株式会社 大分県
代表取締役 大分 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 097-000-0000

令和 00 年 0 月 0 日付け第 20443000000 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 3 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
	役員の変更 代表取締役 おおいた たろう 大分 太郎	代表取締役 おおいた じろう 大分 次郎
変更の理由	役員改選のため。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

解体業廃業等届出書

令和 00 年 0 月 0 日

大 分 県 知 事 殿

(郵便番号) 〒870-0000

住 所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏 名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

廃業等届の提出者は
手引きの 20P を参照

令和00年 0月 0日付け第20443000000号で許可を受けた解体業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体業を廃業等した 許可を受けた者	住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号 氏名 株式会社 大分県 代表取締役 大分 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係 本人
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 5 許可に係る解体業を廃止
廃業等の年月日	令和 00年 0月 0日

- 備考 1 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式１）

（解 体 業）

令和〇〇年 〇月 〇日 現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者（〇〇販売(株)等）から引取りを行った使用済自動車（乗用車及び大型車）を解体し、有用部品（エンジン、ドア、バンパー等）を回収し、中古部品業者及び金属商等に売却する。

解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については産業廃棄物処分業者（〇〇産業等）に委託し、破碎処分する。

解体自動車については、〇〇（破碎業者）に引渡を行う。

各作業時間等は別添フローのとおり。（フロー概略図を添付）

（フロー概略図を添付）

業 務 時 間	8 : 30 ～ 17 : 30	従 業 員 数	5 人	休 業 日	日曜日・祝日
---------	------------------	---------	-----	-------	--------

１－２．使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	〇 年度実績 （３年前）	〇 年度実績 （２年前）	〇 年度実績 （１年前）	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	480 台	510 台	500 台	600 台
主な引取先	□□販売(株)	□□販売(株)	□□販売(株)	□□販売(株)

１－３．解体実績

年 度	〇 年度実績 （３年前）	〇 年度実績 （２年前）	〇 年度実績 （１年前）
年間処理実績	480 台	510 台	500 台
年間稼働日数	280 日	280 日	280 日
平均処理実績	1.8 台/日	1.8 台/日	1.8 台/日

1-4. 解体能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
5 台/日	280 日	1400 台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	100 台 (台)	保管量の上限	50 台 (台)
現在保管量	50 台 (台)	現在保管量	20 台 (台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1-6. 年間収支見積書

令和00年 0月 0日 現在作成

項 目		前年度 (00年) (決算月 (0月))		今年度の見込み (決算月 0月))	
		年度 (千円)	(1 台当) (円)	年度 (千円)	(1 台当) (円)
売上高 (全体)	ア(総売上収入)	10,000	20,000	15,000	25,000
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	5,000	10,000	7,000	11,667
その他の経費	ウ	3,000	6,000	4,000	6,667
うち廃棄物処理委託費	エ	1,000	2,000	1,500	2,500
営業利益	オ=ア-イ-ウ	2,000	4,000	4,000	6,667
営業外利益	カ(主に支払利息(注))	1,000	2,000	1,200	2000
経常利益	キ=オ+カ	3,000	6,000	5,200	8,667
使用済自動車等年間引取台数		500		600	
使用済自動車等年間処理台数		500		600	

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)	20,000	17,000

(注) 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

破砕業 **許可** 申請書 許可の更新

※許可番号

※許可年月日

令和 00 年 0 月 0 日

大 分 県 知 事 殿

申請者 〒870-0000

住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲

破砕前処理及び破砕処理

事業所の名称及び所在地

名 称

株式会社 大分県 大手町事業所

所 在 地

(郵便番号) 870-0000

大分県大分市大手町三丁目1番1号

電話番号 097-000-0000

事業の用に供する施設の概要

圧縮施設 プレス ○○型(能力 00トン/日) 1 基
せん断施設 ギロチン ○○型(能力 00トン/日) 1 基
破砕施設 シュレッダー ○○型(能力 00トン/日) 1 基
保管場所 (廃車ガラ) 面積 000m² 最大保管量 00 台
(ASR) 面積 000m²
運搬車両(平ボディ 1 台、キャリアカー 1 台)
油水分離槽 00m³ 2 箇所
(※別紙にまとめて記載してもよい)

当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号

令和00年 0 月 0 日 第 000000000 号

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

○○県

0000000000 号(破砕業)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

○○県

0000000000 号(収集運搬)
0000000000 号(中間処理)

様式第八（2/3）（規則第六十条関係）

破砕業を行おうとする事業所以外の 場所で解体自動車又は自動車破砕残 さの積替え又は保管を行う場合に は、当該場所の所在地、面積及び保 管量の上限		株式会社 大分県 第1保管場所 大分県大分市〇〇町〇番〇号 解体自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台 破砕残さ 000m²	
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合 に記入すること。）			
(ふりがな) 氏 名		役職名	住 所
おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子		代表取締役 取締役	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）			
(ふりがな) 氏 名		役職名	住 所
おおいた じろう 大分 次朗		〇〇支店長	大分県大分市〇〇町〇番〇号
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入するこ と。）			
(ふりがな) 氏 名		住 所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人 である場合に記入すること。）			
名 称			
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名			
住 所		(郵便番号) 電話番号	
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成 年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
(ふりがな) 氏 名		役職名	住 所

様式第八（3/3）（規則六十条関係）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
おおい たろう 大分 太郎 おおい はなこ 大分 花子 おおい じろう 大分 次郎	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号	〇株(〇%) 〇株(〇%) 〇株(〇%)

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	別紙「標準作業書」のとおり
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

破砕業

**申請者が法第69条第1項第2号に適合する
(法第62条第1項第2号に該当しない) ことを誓約する書面**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 00 年 0 月 0 日

住 所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏 名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（日本工業規格A列4番）

様式第十（1/3）（規則第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

令和 00 年 0 月 0 日

大 分 県 知 事 殿

申請者 〒870-0000

住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 097-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和00年 0月 0日 第20444000000号		
変更の内容	「破砕前処理」から「破砕前処理及び破砕処理」		
変更の理由	事業拡大のため		
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	破砕施設 シュレッダー ○○型(能力 00トン/日) 1基 保管場所 (廃車ガラ) 面積 000m ² 最大保管量 00台 (ASR) 面積 000m ² 運搬車両(平ボディ 1台、キャリアカー 1台) 油水分離槽 00m ³ 2箇所 (※別紙にまとめて記載してもよい)		
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	令和00年 0月 0日 第 0000000000 号		
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	株式会社 大分県 第1保管場所 大分県大分市○○町○番○号 解体自動車保管場所 000m ² 最大保管量 000台 破砕残さ 000m ²		
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

記載例

おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子	代表取締役 取締役	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号
--	----------------------	--

様式第十（2/3）（規則第六十三条関係）

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おおいた じろう 大分 次朗	〇〇支店長	大分県大分市〇〇町〇番〇号

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子 おおいた じろう 大分 次朗	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号	〇株(〇%) 〇株(〇%) 〇株(〇%)

様式第十（3/3）（規則第六十三条関係）

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	別紙「標準作業書」のとおり
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第十一（規則第六十四条関係）

破産業変更届出書

令和 00 年 0 月 0 日

大 分 県 知 事 殿

届出者 〒870-0000
住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号氏名 株式会社 大分県
代表取締役 大分 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 097-000-0000

令和 00 年 0 月 0 日付け第 20444000000 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 1 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
	役員の変更 代表取締役 おおい たろう 大分 太郎	代表取締役 おおい たろう 大分 次郎
変更の理由	役員改選のため。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

破砕業廃業等届出書

令和 00 年 0 月 0 日

大 分 県 知 事 殿

廃業等届の提出者は
手引きの 35P を参照

(郵便番号) 〒870-0000

住 所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏 名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

令和 年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条で準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

破砕業を廃業等した 許可を受けた者	住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号 氏名 株式会社 大分県 代表取締役 大分 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係 本人
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 ⑤ 許可に係る破砕業を廃止
廃業等の年月日	令和 00年 0月 0日

- 備考 1 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式１）

（破 碎 業）

令和〇〇年 〇月 〇日 現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

解体業者から解体自動車を引き取り、シュレッディングマシンで破碎後、鉄、非鉄、ASR、に分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。

- ・鉄……電炉メーカーに売却
輸出業者に売却
- ・非鉄……非鉄金属商社に売却
- ・ASR…自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡

（フロー概略図を添付）

業 務 時 間	8 : 30 ～ 17 : 30	従 業 員 数	5 人	休 業 日	日曜日・祝日
---------	------------------	---------	-----	-------	--------

１－２．解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	○ 年度実績 (3 年前)	○ 年度実績 (2 年前)	○ 年度実績 (1 年前)	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	1200 台	1300 台	1000 台	1500 台
主な引取先	解体業者等	解体業者等	解体業者等	解体業者等

１－３．破碎実績

年 度	○ 年度実績 (3 年前)	○ 年度実績 (2 年前)	○ 年度実績 (1 年前)
年間処理実績	1200 台	1300 台	1000 台
年間稼働日数	280 日	280 日	280 日
平均処理実績	4.3 台/日	4.6 台/日	3.6 台/日

1-4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
10 台/日	280 日	2800 台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	500 台(m ³)	保管量の上限	1000m ³
現在保管量	100 台(m ³)	現在保管量	400m ³

1-6. 年間収支見積書

令和00年 0月 0日 現在作成

項 目		前年度(00年) (決算月(0月))		今年度の見込み (決算月(0月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	30,000	30,000	60,000	40,000
経費	ウ	20,000	20,000	30,000	20,000
うち廃棄物処理委託費	エ	1,000	20,000	3,000	2,333
営業利益	オ=ア-ウ	10,000	10,000	30,000	20,000
営業外利益	カ(主に支払利息(注))	5,000	5,000	15,000	10,000
経常利益	キ=オ+カ	15,000	15,000	45,000	30,000
解体自動車等年間引取台数		1000		1500	
解体自動車等年間処理台数		1000		1500	

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)	20,000	17,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。